

令和2年 朝日村議会

第1回臨時会会議録

令和2年 4月24日 開会

令和2年 4月24日 閉会

朝 日 村 議 会

令和2年朝日村議会第1回臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (4月24日)	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○議案第44号から議案第53号までの上程	6
○議案提案説明	6
○議案内容説明	9
○議案第44号から議案第53号までの質疑、討論、採決	10
○村長挨拶	15
○閉 会	15
○署名議員	17

令和2年朝日村告示第54号

令和2年朝日村議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

令和2年4月21日

朝日村長 小林 弘 幸

1 期 日 令和2年4月24日

2 場 所 朝日村役場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて
(朝日村税条例の一部を改正する条例について)
- (2) 専決処分の承認を求めることについて
(朝日村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について)
- (3) 専決処分の承認を求めることについて
(朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- (4) 専決処分の承認を求めることについて
(朝日村介護保険条例の一部を改正する条例について)
- (5) 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度朝日村一般会計補正予算(第6号)について)
- (6) 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算(第5号)について)
- (7) 朝日村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- (8) 朝日村観光レクリエーション施設の指定管理者の指定について
- (9) 令和2年度朝日村一般会計補正予算(第1号)について
- (10) 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- (11) 令和2年度朝日村簡易水道事業会計補正予算(第1号)について

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	上 條 俊 策 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	上 條 昭 三 君
10番	北 村 直 樹 君	11番	塩 原 智 恵 美 君

不応招議員（なし）

令和2年朝日村議会第1回臨時会 第1日

議事日程(第1号)

令和2年4月24日(金)午前10時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

(付議事件)

第 4 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて

(朝日村税条例の一部を改正する条例について)

第 5 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて

(朝日村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について)

第 6 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて

(朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

第 7 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて

(朝日村介護保険条例の一部を改正する条例について)

第 8 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて

(令和元年度朝日村一般会計補正予算(第6号)について)

第 9 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて

(令和元年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算(第5号)
について)

第10 議案第50号 朝日村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

第11 議案第51号 令和2年度朝日村一般会計補正予算(第1号)について

第12 議案第52号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

第13 議案第53号 令和2年度朝日村簡易水道事業会計補正予算(第1号)について

第14 議案提案説明

第15 議案内容説明

第16 議案第44号から議案第53号までの質疑、討論、採決

出席議員（10名）

1番	上 條 俊 策 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	上 條 昭 三 君
10番	北 村 直 樹 君	11番	塩 原 智 恵 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	小 池 貴 浩 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会計管理者兼 総務課長	塩 原 康 視 君
企画財政課長	上 條 晴 彦 君	住民福祉課長	上 條 文 枝 君
建設環境課長	上 條 浩 充 君	産業振興課長	清 沢 光 寿 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君	子 育 て 支 援 課 課長	中 村 聡 子 君

事務局職員出席者

議会事務局長 上 條 裕 子 君

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（塩原智恵美君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年朝日村議会第1回臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（塩原智恵美君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（塩原智恵美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

5番 高橋 廣美 議員

6番 林 邦宏 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（塩原智恵美君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

本臨時会の説明員は、村長、副村町、教育長、各課長であります。

入札結果調書及び例月出納検査結果が、別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 4 4 号から議案第 5 3 号までの上程

○議長（塩原智恵美君） この際、日程第 4、議案第 44 号から日程第 13、議案第 53 号までの議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（塩原智恵美君） 日程第 14、ただいま提出されました議案の提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おはようございます。

本日、ここに令和 2 年朝日村議会第 1 回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

最初に、新型コロナウイルスの脅威に関しましては、3 月議会の提案説明の折、全世界を巻き込む未知のウイルスとの闘いと触れました。2 月下旬に、長野県で最初の感染者が発生

し、以降感染が拡大する都度、朝日村においても対策本部会議を開催し、朝日村における対応策を練ってまいりました。

それから約1か月経過した今、全国に緊急事態宣言が発出され、長野県では昨日の時点で62人、松本保健所管内では12人まで感染が拡大しております。いよいよウイルスが身近に迫ってきております。

新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられました方への哀悼の意を表するとともに、現在、最前線で必死に闘っておられる医療従事者の方々、私たちの生活の基盤を支えてくださっている流通関係等の方々へ、誠に感謝を申し上げる次第でございます。

このような緊急事態でありますので、この場をお借りし、村民の皆さんに村長としてのお願い事項を發し、朝日村における感染防止に取り組んでいただきたいと思います。

今は、我々が経験したことのない、第二次世界大戦に匹敵する緊急事態だと私は認識しております。村民の皆様もそのように認識をぜひしていただきたいと思います。この事態は、医薬品が普及するまで長く続くと思われまます。

しかし、この恐怖の実態を回避する方法があります。ウイルスに感染しないでいく方法、これをみんなで実行することです。お願いを端的に述べます。

- 1、家にいてください。
- 2、3密の場所、人と人が密閉、密集、密接した場所へは行かないでください。
- 3、通院、食料品の買い出し等どうしても必要なとき以外、外出はしないでください。
- 4、蔓延状態にある県外には、大型連休中を含め、行かないでください。
- 5、県外からの帰省は、緊急時以外、しないでください。
- 6、感染者等に差別や偏見をしないでください。

以上の6点をしっかり守って行動をしていただきたいと思います。

次に、議会からも、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援策等について提案書を受け取りました。内容は、この事態に少しでも村民生活に潤いを与え、不安を解消し、元気の出る施策をとる提案でございます。内容は、1人1万円の支援金給付、事業者への融資支援、給付型助成金、ストレスやDV防止策、感染者の隔離策、広報の充実策、村長自らのメッセージを發する等々でございます。

これらの提案に対しましては、真摯に前向きに検討しており、村独自の支援策として早急に対応を取ります。なお、今時点での緊急支援策をまとめました。多くの困っている方がおられますので、村民に安心感を持っていただくために、議会からも提案がありました村民1

人1万円の給付を、村独自策として進めます。

追加して、小・中・高校の長期休暇等で影響のある家庭のために緊急支援金として、これも村独自策になりますが、高校生以下の子供1人に1万円を支給したいと思います。

その他、国からも児童手当の受給者1人1万円の支給もあります。

少し整理をしてみますと、ゼロ歳から高校1年生の年齢、この方たちには1人3万円になります。高校2年生から高校3年生の年齢は、1人2万円になります。それ以上の年齢の方は、1人1万円となります。また、国からの支援金が1人10万円給付されることともなります。

そのほか、独自策として命を守る面から、マスクを各家庭に50枚程度配布する準備を進めております。

今後になりますが、村の商工業、農業への支援策につきましては、商工会やJA等との連携を深め、タイムリーな支援策を講じてまいります。

そのほかでございますが、村民からの問合せ窓口や各種情報発信を担っていきます対応組織として、村の対策本部に4名による対応チームを今週発足させました。役場窓口での飛沫が飛び散らないような対策として、透明アクリル板の設置や、役場での仕事密度の低減を図るため、時差出勤の実施、サテライトオフィスの設置も準備をしております。

今後、矢継ぎ早に国の各種政策が示されますので、支援金等につきましては、村民の有益性が増すよう、事務処理のスピード化を実現してまいります。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

提案いたしました議案は、専決処分6件、条例1件、予算3件の計10件でございます。

まず、議案第44号から49号までは、専決処分の承認をお願いするものでございます。

最初に、議案第44号 朝日村税条例の一部を改正する条例につきましては、3月末に行われました国の地方税法の改正に伴い、所要の改正をしたものでございます。

次に、議案第45号 朝日村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法令の一部改正に伴い、所要の改正をしたものでございます。

次に、議案第46号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、3月末に行われました国の地方税法の改正に伴い、所要の改正をしたものでございます。

次に、議案第47号 朝日村介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法の改正により、所要の改正をしたものでございます。

次に、議案第48号 令和元年度朝日村一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,800万円を追加して、予算総額を31億7,000万円としたものでございます。主な内容は、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策費、それと建設事業の地方債補正でございます。

次に、議案第49号 令和元年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ39万6,000円を追加して、予算総額を3,740万5,000円としたものでございます。主な内容は、スキー場リフト点検に伴う補正でございます。

次に、議案第50号 朝日村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルスに関わる感染拡大防止に伴う傷病手当金の創設に伴い、改正するものでございます。

次に、議案第51号 令和2年度朝日村一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ5,850万円を追加して、予算総額を34億50万円とするものでございます。主な内容は、新型コロナウイルスに関わる村単独事業として、生活応援緊急給付金、子育て応援緊急給付金及び感染症対応対策マスク全世帯配布事業でございます。

次に、議案第52号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加して、予算総額を4億5,500万円とするものでございます。主な内容は、新型コロナウイルスに関わる感染症拡大防止に伴う傷病手当金でございます。

次に、議案第53号 令和2年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、資本的収入のうち収入を200万円増額し、総額を1億4,310万3,000円、支出を220万円増額し、総額を1億7,938万9,000円とするものでございます。主な内容は、向陽台第3期分譲、水道施設増加整備分の施設購入費でございます。

以上、提案いたしました議案につきましてご説明申し上げます。担当課長及び担当者から補足説明を申し上げますので、ご審議を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

◎議案内容説明

○議長（塩原智恵美君） 日程第15、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前10時50分

○議長（塩原智恵美君） 本会議を再開いたします。

◎議案第44号から議案第53号までの質疑、討論、採決

○議長（塩原智恵美君） 日程第16、議案第44号から議案第53号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（朝日村税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第44号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（朝日村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第45号は承認することに決定しました。

次に、議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第46号は承認することに決定しました。

次に、議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（朝日村介護保険条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第47号は承認することに決定しました。

次に、議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度朝日村一般会計補正予算（第6号）について）を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第48号は承認することに決定しました。

次に、議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第5号）について）を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第49号は承認することに決定しました。

次に、議案第50号 朝日村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 令和2年度朝日村一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 令和2年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の会議に付議された案件は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（塩原智恵美君）　ここで、村長から挨拶したい旨申出がありましたので、これを許可いたします。

小林村長。

〔村長　小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君）　発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり一言お礼を申し上げます。

今日は、多くの専決処分、補正予算等ご審議をいただきました。原案のとおり可決をいただき、誠にありがとうございました。

新型コロナウイルス問題に対しましては、これからいろんな対応策が出るかと思いますが、できる限りのスピード感を持って対処してまいりますので、議員の皆様も、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

そして、村民の皆様には、朝日村においても緊急事態であることを真摯に受け取っていたき、感染予防対策を徹底していただきますようお願いを申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（塩原智恵美君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和2年朝日村議会第1回臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会　午前11時59分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員